

三朝町建設工事における予定価格等の設定に関する要綱（平成24年三朝町告示第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（最低制限価格の設定方法）</p> <p>第4条 競争入札の最低制限価格は、当該工事に係る予定価格の算出の基礎となった次に掲げる額の合計額(1,000円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げた額)に100分の105を乗じて得た額とする。ただし、当該額が、当該予定価格に<u>10分の9</u>を乗じて得た額を超える場合にあっては当該予定価格に<u>10分の9</u>を乗じて得た額とし、当該予定価格に<u>10分の7</u>を乗じて得た額に満たない場合にあっては当該予定価格に<u>10分の7</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 現場管理費の額に<u>10分の8</u>を乗じて得た額</p> <p>(4) 一般管理費の額に<u>10分の5.5</u>を乗じて得た額</p>	<p>（最低制限価格の設定方法）</p> <p>第4条 競争入札の最低制限価格は、当該工事に係る予定価格の算出の基礎となった次に掲げる額の合計額(1,000円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げた額)に100分の105を乗じて得た額とする。ただし、当該額が、当該予定価格に<u>10分の8.5</u>を乗じて得た額を超える場合にあっては当該予定価格に<u>10分の8.5</u>を乗じて得た額とし、当該予定価格に<u>3分の2</u>を乗じて得た額に満たない場合にあっては当該予定価格に<u>3分の2</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 現場管理費の額に<u>10分の6</u>を乗じて得た額</p> <p>(4) 一般管理費の額に<u>10分の3</u>を乗じて得た額</p>

附 則

（施行期日）

1 この改正は、平成25年7月12日（以下「施行日」という。）から施行する。

（適用区分）

2 この要綱による改正後の三朝町建設工事における予定価格等の設定に関する要綱の規定は、施行日以後に公告し、通知する工事から適用し、同日前に公告し、通知されたものについては、なお従前の例による。